

平成21年 教育委員会第21回定例会 会議録

日 時 平成21年12月8日(火) 午後3時02分～午後3時50分
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【育成・指導課】

- (1) 平成22年度 千代田区教育委員会教育目標及び基本方針

第 2 報告

【こども総務課】

- (1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取
(2) 第4回区議会定例会報告
(3) (仮称)移動教育委員会の開催(案)
(4) 九段中等教育学校の施設改修
(5) 平成22年度予算の編成状況 【秘密会】
(6) (改定)基本計画(案) 【秘密会】

第 3 その他

【副参事(特命担当)】

- (1) 新型インフルエンザ

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	堀口 雅子
教育委員	福澤 武
教育委員	古川 紀子
教育長	山崎 芳明

出席職員 (9名)

こども・教育部長	立川 資久
特命担当部長(次世代育成担当)	保科 彰吾
こども総務課長	峯岸 邦夫
副参事(特命担当)	門口 昌史
育成・指導課長	坂 光司
こども支援課長	関 成雄
こども施設課長	佐藤 尚久
児童・家庭支援センター所長	吉野 紀子
育成・指導課統括指導主事	内藤 千春

欠席職員 (1名)

参事(こども健康担当)	大井 照
-------------	------

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 | それでは、ただいまから開会になるわけですが、開会に先立ちまして、本日、傍聴者から傍聴申請がございました。傍聴を許可していることをご報告申し上げます。

ただいまから平成21年教育委員会第21回定例会を開催します。

今日は、大井参事が欠席をしております。

なお、今回の署名委員は、福澤委員にお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

なお、本日の議事日程につきましては、お配りしてあるとおりでございますけれども、第2の報告、こども総務課からの「平成22年度予算の編成状況」及び「(改定)基本計画(案)」は、政策形成過程でございますために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づきまして、非公開ということにしたいと存じます。そのための可否を委員の皆様にとお聞かせしたいと思います。

賛成の委員の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

市川委員長 | 全員一致で賛成ということでございますので、ただいま申し上げました2件につきましては、定例会の通常の会が終わった後に、秘密会として開会することといたします。

以上、開会前に申し上げることは、ただいま申し上げたとおりでございます。

◎日程第1 協議

育成・指導課

(1) 平成22年度 千代田区教育委員会教育目標及び基本方針

市川委員長 | それでは、早速でございますけれども、日程第1、協議に入ります。

今日は協議1件が予定されております。平成22年度千代田区教育委員会教育目標及び基本方針につきまして、育成・指導課長から説明をしてください。

育成・指導課長 | はい。お願いいたします。

お手元に教育委員会資料として、来年度平成22年度の本区教育委員会の教育目標を配布させていただきました。つくりといたしましては、教育目標、これは中長期的なものでございまして、例年ここを押さえてということで、比較的、恒常的なものもうたっている部分です。今年度の場合ですと、Ⅱと

振らせていただいた基本方針、これは5つの基本方針を立てておきまして、これについて文言整理等を来年度に向けて行っております。

今日は来年度（案）ということでお示しをさせていただいて、次回以降、確定という流れになるかと思いますが、詳細につきまして、統括指導主事から若干補足をさせていただきたいと思っております。

市川委員長
育成・指導課統括指導主事

では、内藤総括、お願いします。

はい。では、よろしく申し上げます。

つくりとしては、今、課長から説明があったように、今までは教育目標として、Ⅰ、Ⅱというつくりになっていたんですが、教育目標のほうは恒常的な部分ということで、毎年見直しということではなく、ある程度の年月で一定のものというふうにとらえまして、それを実現するための、平成22年度千代田区教育委員会の基本方針という形で、この基本方針のほうを毎年の教育施策等にかかわって、少しずつ文言整理をしていくという考え方でございます。

大きくというか、今年つけ加えたのは4ページ目、主な変更点なんですけれども、4ページ目の基本方針5の（3）の部分ですが、これはふじみこども園の開設の準備ということで、今年度こういったことが付加されていたんですが、来年度については、同園がスタートするということですので、この部分については削除をしてあります。

それから、5ページの（13）ですが、今年度は新型インフルエンザ等の対応で、感染予防策をはじめ様々なことがありましたので、そういった内容のことを、来年度3月以降、継続して考えていかなければならないということで、これをつけ加えさせていただきました。

その他は若干の文言の整理、表記の部分の修正させていただきましたので、たたき台というふうにとらえていただいて、色々なご意見をいただければと思います。

市川委員長

説明は以上のおりでございますが、何かご意見等ございましたら、どうぞ、ご自由に発言をお願いします。

特にこの場において、現在ご意見等がないというようなことでございましたら、実は次の教育委員会において、また改めて議案として提出していただいて、そこで決定をするということでございますので、大変恐縮でございますけれども、本件につきましては、今回お持ち帰りをいただきまして、検討していただいて、次回の協議にゆだねたいと、かように存じますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（了 承）

市川委員長

それでは、大変恐縮でございますが、次回までに、一応、留意点がどうなったかということについて、お目通しを願えればと存じます。

それでは、そのように取り計らせていただきたいと思います。

◎日程第2 報告

こども総務課

- (1) 教育事務に関する議案に係る意見聴取
- (2) 第4回区議会定例会報告
- (3) (仮称)移動教育委員会の開催(案)
- (4) 九段中等教育学校の施設改修

市川委員長

それでは、本件につきましては、ただいま申し上げたとおりでございますが、次に日程の第2、報告に入りたいと存じます。

先ほど冒頭に申し上げましたように、通常会で諮る報告は4件になります。

それでは、4件につきまして、こども総務課長から報告を願います。

こども総務課長

それでは、教育委員会資料で、教育事務に関する議案に係る意見聴取についての回答ですが、この資料には2つございまして、1ページ目の「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、特別区の人事委員会の勧告を踏まえまして、期末勤勉手当の年間支給月数を0.35月分引き下げる内容、また、地域手当の支給割合を引き上げるということで、前回の11月24日の第20回当定例会において議決をいただいたものでございます。意見聴取については、事前承認をいただいたものでございますので、事後報告という形になりますが、よろしく願いいたします。

それから、6ページをちょっとめくっていただきまして、よろしいでしょうか。もう一つ、委員長名で区長に回答をしている意見聴取のものがございまして、こちらにつきましては、「千代田区長等の給与の特例に関する条例」ということで、12月3日に持ち回り決裁で議決をいただいたものでございます。

内容につきましては、社会経済状況を勘案して、区長等の給与、そこに教育長も入るわけですが、区長、副区長、教育長につきましては、現在の給与を5%程度減額するというものでございます。期間につきましては、来年の1月1日から平成25年2月ということで、期間の設定をさせていただきます。

これにつきましては、来週の区議会本会議の定例会で議決という手続をとることになります。こちらについては、各事案につきまして、当委員会では異議ありませんということで、議決、持ち回り決裁でいただいたものを報告させていただきます。

説明は以上でございます。

市川委員長

本件につきましては、再三の委員会で取り上げまして、一体どうなっているんだということでやりましたんですけども、最終的には、ただいま、こども総務課長が申し上げましたように、このような形で、つまり12月3日の文書決裁、当初から聞いておったとおりに事が運ぶと、こういうようなことになりました。したがって、ただいま、こども総務課長の申し上げたよ

うなことでございますが、ご意見等ございましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、ただいま申し上げたとおり、決定をさせていただきたいと存じます。

次に、これもまた、こども総務課長ですか。第4回区議会定例会の報告につきまして。

こども総務課長

区議会定例会の報告でございますけども、「招集挨拶」をつけておまして、特にこの中では、来年4月に開設予定の富士見みらい館につきまして、区長が招集挨拶の中で述べておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

それと、「発言通告書」ということで、総括表で横判のところですが、代表質問、一般質問がございまして、1番の嶋崎議員から、今後の教育行政につきまして、新教育長が決まったということで、今後教育行政をどう進めていくかというご質問がございました。

それから、次のページは、飯島議員から保育所の最低基準とか、富士見みらい館の建設、それから、特に中等教育学校について、転校勧告などについてのご質問がありまして、次頁には、教育長の答弁を掲載しております。

冒頭申し上げました、今後の教育行政については、教育長がご答弁をされております。中段以降になりますけども、「就任から一月余りが経過し」、今まで定例会での議論、色々ご意見を踏まえまして、今後取り組むべきこととして、「教育委員会自らが学校・園等に出向く、言うなれば『移動教育委員会』を早急に開催する必要があるのではないかとの考えに」なったということで、教職員と膝を交えて話し合う、また保護者の皆さまや児童・生徒との直接対話など、今後取り組みを進めていきたいというご答弁をされたところであります。

それから、次のページでございますけども、飯島議員のご質問に対しまして、(3)のところ、九段中等教育学校における転校勧告についてというところですが、3ページの下段に、飯島議員の九段中等教育学校の転出者に関するご質問に対しまして、4ページのところで、こども・教育部長から、「進級・卒業規定」につきましてご答弁を申し上げます。そして、12月2、3日に、決算委員会の総括質疑がございまして、その中で、再度、「進級・卒業規定」についてご質問がありまして、九段中等教育学校の「進級・卒業規定」についてやりとりがございまして、育成・指導課長がご答弁申し上げます。

教 育 長

では、私の方から。これは予算・決算特別委員会の総括質疑の中で、本会議の質問に関連してまた出されたものなんですけれども、要は、今この1枚

の紙がありますけれども、これが九段中等教育学校の進級・卒業規定というものでございます。それで、いろいろ書いてありますけれども、第2条のところに「前期課程における進級認定等」という項目があります。質問は、この中に「生徒が次項に定めるすべての基準を達成したとき、進級を認定する」ということで、基準として、(1)から(4)まで4つ挙げられております。特にこの中で、(1)の「定められた学校徴収金をすべて納入していること」という項目。それから、(3)のところで、「各学年の年度末において、各教科・各科目の評定に「1」がないこと」という項目があります。要は、こういったものをすべて満たしていると進級を認定するということで、逆に言いますと、3項なんですけれども、すべての基準を満たさないときは、校長が当該生徒に対し転出等の勧告を行うことがある。こういうふうな規定がされています。中等教育ですから、前期・後期と6年間あるわけですから、後期のほうは、義務教育じゃないというふうに考えればそれでよいかもしれませんが、前期の、いわゆる義務教育のところこういう項目が入っているのは問題がないかというふうな質問だったわけですね。

それで、坂課長といろいろとやりとりをしてもらったんですけれども、最終的には、ここにこういうふうに規定されていることは、実際の運用はされたことがないということがあります。そういうことがございますので、私のほうが最終的にまとめとして、法的には中等教育学校の場合はこういう規定を作ることができないことはない。ただし、実際にこういう、運用されていないということを踏まえると、果たしてこういう規定をこのままにしておいていいのかどうかということについては、学校側と協議をいたしますということでお答えしてございます。

ですから、今後、これについては学校のほうにきちんと申し入れをしなければいけないというように思っております。

そういうふうなやりとりがあったということでございます。

市川委員長

はい。本件についての説明は以上でございますが、何かご意見等ございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

ちょっと、育成・指導課長に質問を、私、1つしたいんですけれども。こういう、学校進級・卒業規定というのは、中高一貫校というのもいろいろやり方というか、併設するだとかそれから、互いに協力し合うだとか、九段中等の場合は、一貫校として、校長も1人だし、1年から6年まで全部、生徒の指導も規則なども一貫して行っていると。そういう、中等教育学校というのは、全国に10か15か、そんな数しかないわけですがね。そうすると、確かに、普通の協力関係にあるとか連携関係にある中高一貫校というのは、それぞれが中学部分に当たる部分については、区立なり市立なり町村立なりで、それぞれ校長さんも決まっているんでしょうし、ということで、一般の区立の中学校と同じようになっているというのも非常に意味があるし、わかることではあるんですが、九段中等教育学校のように、こういう形で6年間子どもたちを教育していきますよというような中等教育学校の場合は、やはり高

校に入ったらこういう規則に従ってもらいますよ、中学のときは一般の、というもおかしな話だろうと思うんですね。

私がこれを見るたびに思い出すのは、伝家の宝刀というのがありますね。伝家の宝刀をしょっちゅう抜いていたら、もう伝家の宝刀でも何でもなくなっちゃって、ご利益がなくなっちゃうんですが。やっぱり中高一貫校だよということで何事かをしようとするならば、やっぱりそれを通じたものが必要なんだろうというふうな意見を持っているわけなんですけれども。そういう観点からしますと、確かにこれは都立高校であったかどうかはわかりません。他県で学費納入のために卒業証書を出さないというような話がございましたよね。そんなのはやっぱり、ちょっと——この規定にもそういうのが出てくるんですけどね、いかがなものかというふうには思いますね。さりとて、全部フリーでいいのかといたら、やっぱり中高一貫校ですから、中等教育学校ですから、きっちりその面は、伝家の宝刀として持っている。

これは、私自身は、その当時、教育委員でも何でもなかったんですが、したがって内藤さんにお伺いしたいんですけども、この剣を直接用いたわけではないでしょうけども、以前に恐喝事件がありましたよね。

はい。

あのときに、たしか弁護士が学校にこういう、義務教育で退学するというのは納得いかんということで、学校に来たのか、来ようとしたのか知りませんが、そういう話がございまして、私、当時の校長に——当時の校長って今の校長と同じですけど、高木校長ですが、こういう話がございまして言われたときに、それは伝家の宝刀を持っているんだから、それによって一般の中学校並みに扱えというのは趣旨が違いますよということで、相手の弁護士さんが法廷で争いますと言うのであれば、こちらも、それでは法廷でお目にかかりましょうという態度でよろしいんじゃないのかと。この件に関して——この件ってその件に関してはね。というようなことを申し上げた思いがあるんですけども。

私の意見というか、今、質問みたいなことを言っているんですが、事実と違っている点があったらご指摘をしてもらいたいなというふうに思うんですが、どうですか。

当時のですか。

はい。

確かにそうだと思います。実際には、懲戒権を行使したことはなかったんですが、そういうやりとりがあって、区の教育委員会にも問い合わせがありました。

そういう事実があったことは間違いないんですね。

はい。

ということ、私としては申し上げたかったわけなんです。それがなければ、その生徒を復学させると、恐喝なんかを行った、そのケースでもそういうことで法廷で争っても、恐らく負けるんだろうと思うんですね、そうい

育成・指導課統括指導主事
市川委員長

育成・指導課統括指導主事
市川委員長
育成・指導課統括指導主事

市川委員長
育成・指導課統括指導主事
市川委員長

う規定がなければ、取っかかりがありませんから。だから、そういうことを考えると、やっぱり伝家の宝刀としてこういうものが必要なんじゃないかということをお自身は感じております、ということをしつこく申し上げて大変申しわけなかったんですが、そういうことを申し上げさせていただきました。

すみません。何か、本件について、ほかの委員さん、ご意見ございましたら、どうぞ。ご意見というよりも、もう終わってしまっていることですからね。

教 育 長 今の委員長のご発言は、こういう規定は必要だろうということでしょうか。具体的に、今回指摘されたことは、学校徴収金を納めていないこととか、1科目でも1があつたら進級させないということですが。

市川委員長 ここが検討の余地があるだろうと。とんでもない話だというのが私の意見ですけども。

教 育 長 はい。

市川委員長 いかがでしょうか。どうぞ、もしご意見があれば。

古川委員 いいえ、ないです。

市川委員長 いかがですか、よろしゅうございますか。

そうしますと、堀口委員さん、どうですか。

堀口委員 良いです。

市川委員長 よろしいですか。

そうすると、この場で、ただいま伺った範囲では、やはりそういうものが必要ではないのかと。ただし、それをしょっちゅう錦の御旗みたいに挙げて、1つでも違えれば学校をやめてもらいますよとか転学を勧めますよと。そんな使い方は、実際、結構だとはとても認められないんだと、こんなふうな趣旨で、教育長さん、今後も指導していただきたいと思います。

そういうことでよろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長 はい。ありがとうございました。

さて、次は、話が一部出たようですが、(仮称)移動教育委員会の開催ということについて。

こども総務課長 この間の議会の教育長答弁を受けまして、12月3日の校長会で、(仮称)移動教育委員会を、事務局では考えているというお話をさせていただきましたところ、校園長会の会長、幼稚園は、番町幼稚園の園長、小学校はお茶の水小の校長、中学校は神田一橋中の校長がやっていらっしやいまして、早速こういう案が出てきました。2月23日に神田一橋中学校で給食を教育委員さんと保護者、事務局で試食していただいて、授業参観の後、保護者との懇談というのを計画できるという情報提供がありました。幼稚園、小学校におきましても、今、懇談の場を計画しておりますので、実現の暁には、この2月23日、神田一橋中学校で教育委員会の定例会を含めて開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

市川委員長 はい。という説明でございますが、いかがでしょう。古川委員さん、何かご意見ないですか。

古川委員 楽しみにしております。

市川委員長 楽しみですか。

古川委員 ぜひ参加させていただきたいと思います。

市川委員長 はい。ありがとうございます。

こども総務課長 では、給食の時間と授業参観が早くなると。時間がね。

市川委員長 そうですね。

こども総務課長 やっぱりここら辺は、ちょっとお忙しい委員さんですから、できれば保護者との懇談からでも結構ですというふうに、少しフレキシブルに考えたらどうかと思います。

市川委員長 そうですね。保護者との懇談と定例会がセットで、その前の授業参観や給食の時間は、ご参加いただけない方はそれでよろしいんだと思います。

教育長 保護者との懇談は随分期待されておりますので、ぜひお願いいたします。

市川委員長 ということで、教育長さん、よろしいですか。

市川委員長 はい。何か、特にご要望等あれば、また出していただいて。

市川委員長 そうですね、お忙しいですからね。

市川委員長 よろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長 それでは、こういうことで、2月23日の教育委員会をお願いしたいというふうに思います。

市川委員長 よろしゅうございましょうか。

市川委員長 それでは、4つ目ですね。九段中等教育学校の施設改修についてですか。

市川委員長 これは。

こども総務課長 今日資料をお出ししましたのは、昨日、九段中等教育学校の施設改修通信ということで、保護者に出したものでございます。

こども総務課長 それで、その3のところでございますけども、第1回施設改修の説明会ということで、10月17日に九段中等教育学校の保護者、120名から130名お集まりいただいたところで、私の方から今後の施設改修につきまして、ご説明させていただきました。

こども総務課長 その内容につきましては、平成20年3月に東京都から移譲を受けまして、20年7月、8月に各種調査を行った結果、劣化が著しいということがありまして、区としても施設改修をしていくという意思決定のもとに説明会を開催させていただきました。仮設校舎につきましても、九段中等教育学校の九段校舎のグラウンドに仮設校舎を建設して、順次校舎改修をしていくという、そういうご説明をしましたところ、旧九段中学校、現在、富士見小学校が使っているわけですが、そちらをなぜ仮設校舎としないのかという質問と、それから、改修中の体育施設についてどう確保するのかというご質問、また、仮設校舎、プレハブ校舎の特別教室の配置につきまして、どういう内容のものが入るのかというようなご質問、それから、これが一番保護者から強い意

見があったのですが、仮設校舎の学年配置につきましてどう考えているんだというようなご質問がありました。

一定の回答はしたわけですが、1時間半ぐらいいやとりがありまして、もう一回説明会を開催するというので、現在、12月19日の土曜日午前10時から施設改修の説明会を開催する予定であります。今、参加を募るために、こちらの最後のページにも、施設改修につきましてということでご意見をお寄せくださいとありますが、このように施設改修につきましての参加を今募って、今週末には人数が確定する予定であります。その説明の前提としては、今回の資料をお配りさせていただきまして、先ほども申しあげました10月17日にあった、さまざまなご意見に対する回答ということでつけております。

次のページをお開きいただきますと、「仮校舎を九段校舎の校庭に設置するのはなぜですか？」ということで、当初、旧九段中学校に全体900名を超える、一緒にするという案もあったんですが、物理的にそこは無理ということで、「また」のところですけども、旧九段中学校に一部の学年をとということで、前期課程を配置するか、後期課程を配置するかは別にしまして、一部の学年を収容した場合に次の問題が生じますということで、富士見校舎と旧九段中学校の併用になるわけですので、特別教室への移動に時間がかかるというのが、1つ、大きな問題であります。現在でも富士見校舎と九段校舎が、道路を挟んでいるわけですが、その安全確保に対しましても、学校職員が2名つきまして誘導を凶っているというようなことがありますので、これから、旧九段中学校のほうに仮設校舎を設けた場合には、今まで以上の安全確保に心配があるということでございます。

それから、仮校舎を九段校舎の校庭に設置した場合、利点がありますということで、先ほど申しあげたのと裏腹でございますけども、特別教室への移動は現在と同じ位置ですから、現在と変わらないという利点があります。それから、体育実技等のグラウンドの利用等で、旧九段中学校への移動が必要となりますけども、現在と同程度の生徒の安全、授業時間の確保ができるということがあります。

それから、旧九段中学校を九段中等教育学校で使用するということになりますと、各資料、教材、備品等の倉庫としても活用できますし、もちろん校庭もご利用いただけるということで、そういう利点がありますということです。

「仮校舎に設置する教室はどのような内容ですか？」ということですが、10月17日に質問され、なかなかお答えできなかったんですけども、普通教室、3学年分を確保しますし、特別教室も、このような、理科室等を含めまして確保していくということでございます。

それから、改修中の体育、部活動の実施施設の代替はどう確保するのかということで、プールにつきましては、九段校舎の改修が平成22年8月から始まりますので、7月までは現在のプールが使えまして、なおかつ、至大荘行

事の終了後につきましては、区立施設のスポーツセンターを確保するという
ことで、もう予約の手続きを進めています。

運動場と体育館につきましては、旧九段中学校の校庭・体育館が、全面、
九段中等で使えることになっておりますので、それをご利用いただくと。そ
のほかにも外濠公園の運動場も確保していくということでもあります。

それから、部活動でございますけれども、旧九段中学校の教室を、特別教室
を含めてすべて利用していただきまして、部室も顧問を通じて割り当ててい
く予定であります。そのほかにもスポーツセンターも部活動用に確保しますと
ともに、尽性園とか至大荘の施設も今までどおり利用できるということでご
ざいます。

それから、保護者とKUDAN. P. Aの実行委員会等の会場ですけど
も、これも旧九段中学校の体育館・教室等を確保ができるということでご
ざいます。

(5)については、先ほど申し上げましたので、倉庫にも使えますという
ことです。

昼休み時間の開放場所でございますけれども、現在、九段校舎の校庭・体育
館開放、また、富士見校舎の屋上開放などをしておりますけれども、改修時に
当たっては、旧九段中学校の校庭・体育館の開放をすることで準備していま
す。

それから、これがご父兄の皆さんからは一番大きな問題で、「仮校舎には
どの学年の教室配置となりますか？」ということですが、仮校舎に給食の施
設がないとすると、後期課程、4・5・6年生が使うということに限定され
てしまいますけれども、仮校舎のプレハブ校舎に給食用のリフトを設置する
ということで検討を始めていまして、給食用のリフトがそこにつけば、1年か
ら3年までの前期課程についても利用が可能になりますので、特定の学年だ
けを仮校舎に配置し続けることはないように、そういう検討をしていますと
いうことでございます。

それから、「仮校舎はどの程度の施設・整備になりますか？」という
ことですが、延床面積は2,800平米で、耐震にもすぐれた、冷暖房も完備の施設
をつくってまいります。

あと、4番のところにつきましては、完成後にはこういう、九段校舎につ
いては、前期課程プラス後期課程の4学年が入る予定でございます。それか
ら、富士見校舎につきましては、後期課程分の2学年を入れるということで
計画しておりまして、こちらについては、今、実施設計を策定中でありませ
るので、年度内にはどの箇所をどういうふうに改修していくかということは、
年度末には改めて示されるということでございます。

これを、昨日、全生徒にお配りしておりますので、これを見ていただい
て、ご納得される方はされるでしょうし、また、ご質問等がある方につい
ては、12月19日土曜日の10時から説明会ということで、教育委員会と学校側が
それに答えていこうという計画でございます。

説明は以上になります。

市川委員長
こども総務課長

はい。いかがでしょうか。

私のほうも、6月2日に、P. Aの会長さんから総意として、早く九段中等教育学校の施設の改修に手続を進めていただきたいという陳情をいただき、補正予算3億円を計上しまして、区議会でご議決いただいて、このように進んできた訳ですけども、その辺の情報提供が、うまく保護者の方に伝わっていなかったのかなというのが10月17日の印象でありまして、このときに色々質問があって、問題点も出されたわけですが、それを受けまして、12月19日に改めてご説明会を開きたいということでございます。

市川委員長

私、1点、この件についてはこども総務課長がずっと最初からいろいろやってきていただいているので、こども総務課長にお聞きしたいんですけど、このグラウンドで建てかえをすると。この話は私の記憶に間違いがなければ、学校当局とそれからP. Aの間で合意が成り立ち、かつ評議会でもこういうことで進めてほしいということで、前回の第3回区議会定例会というんですか、そこに予算を上げたとか、こういう経過をたどっていると思うんですが、その点は間違いはないですか。

こども総務課長

間違いはないです。経営評議会からも学校長からも強い要望を受けまして、九段校舎のグラウンドに仮校舎を建てて、生徒の移動を極力少なく、現行を維持したいということで、強い要望を受けて。

市川委員長

はい。わかりました、説明はね。ただ、私、こうだとすると、どうも納得がいけないというか、今時点になって、なぜ九段校舎の校庭に仮校舎を設置する、なぜですかというような質問が、学校の中から挙がる、P. Aのメンバーからでしょうけれども、挙がるというのは納得できないんですよ。この辺はやっぱり、校長も大分、校長室だよりか何かで書いた事実がありますね。この辺をはっきりさせないと、混乱をするんじゃないかなろうかと。一方的に教育委員会がいろんな道が——色々なとったって、2つしかなかったんですけど、選択したんじゃないかというふうなことであるとすれば、それは間違い、事実じゃないと。私が今確認したように、学校、P. Aそれから職員会に諮って、ぜひ、いろいろメリットがここに書いてありますけど、こういうことだからグラウンドに仮校舎を建ててほしいということになっていることは、はっきりさせておく必要があると思うので、その点、ずっと担当されてきた峯岸課長にお願いをしておきたいと。

こども総務課長

はい。それはもう、十分にやらせていただきます。

市川委員長

はい。教育長さんにもそういうことでお願いをしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

すみません。僕ばかりしゃべっちゃって。

では、本件はよろしゅうございますか。

(了 承)

◎日程第3 その他

副参事(特命担当)

(1) 新型インフルエンザ

市川委員長
副参事(特命担当)

それでは、その他、課長からありましたら、どうぞ。

では、私の方からインフルエンザの疾患の臨時休業の措置の一覧をご説明いたします。資料につきましては、お手元に配りましたこちらの資料でございます。

前回からこういう形で資料のほうでご説明をしておりますが、前回からちょっとおめくりいただいて、見ていただければと思いますけれども、11月24日以降ということでは、本当に件数が減ってまいりまして、11月26日にお茶の水小学校で学級閉鎖があって、その後、12月に入ってから、おかげさまで学級閉鎖という状況は、今のところございません。

東京都の状況も多少落ちついてきたというふうには聞いております。ただ、今後、季節性のインフルエンザとの関係がまたどのような形で出てくるかというところが、ちょっと心配の種ではございます。

あと、この前にもご説明しましたワクチンの接種のほうも始まったということがあります。そのような動向を見ながら、また学校と、あと学校校医さんと連携をとりながら、適宜、臨時休業措置をとっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

市川委員長

はい。今、インフルエンザの説明がありましたけれども、何かご質問等ありましたら、どうぞ。

古川委員

区内の小中学校で、校医さんのご配慮かもしれないんですけども、学校と医院で集団接種の枠を子どもたちのために設けていただいたところがあるようなんですが、ほかの小中学校に限って、8校のうち、そういう学校はほかにもあるんでしょうか。

副参事(特命担当)

はい。校医先生のほうでワクチンを確保するのも、またちょっと大変だという話がございます、東京都と調整をしておりますけれども、今、和泉小学校ではそのような形でやっております。それ以外の学校では、お茶の水、昌平につきましても、校医さんのほうにご努力をいただきまして、優先的に生徒たちに予防接種を行う体制を整えていただいております。

先ほど申し上げたように、今、ワクチンの確保がやっぱりちょっと難しいという状況で、ほかの校医さんもワクチンさえあればどうにかなるんだけどという声はちょっと聞いております。保健所とも連携をしながら、そこら辺のところ、今後また、このような形で進められるかどうかは、今ちょっと検討もしているところですので、連携しながらやっていきたいと考えております。

古川委員

保健所のほうで接種の機会を設けていただいていたんですけども、3年生までということで、もっと上のお子さんもいらっしゃる方いると思うの

で、和泉小のように、学校で4年生より大きな子も一緒に受けられると、親はありがたいんじゃないかなと思います。

副参事(特命担当)

東京都のほうで、ワクチンの確保の関係で、12月中旬ぐらいまでが一応3年生までの優先という形で、その後、小学6年生までという形で、順次進めていくという形でございます。

和泉小につきましては、対応ができるということですが、それに沿いながら、今後もしよければ良いなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

市川委員長

よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、先ほど日程の最後にしました報告のうちの、22年度予算の編成状況及び改定基本計画に入りたいと思います。

退席されたため、ただいまは傍聴人がいらっしゃいませんけれども、最初にございましたように、これらの案件は非公開ということになりましたので、傍聴者はいませんが、非公開でとり行いたいと思います。

それでは、暫時休憩をいたします。